

					実施設計承認			
一般財団法人広島県環境保全公社 令和8年度 広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 埋立管理業務委託 (広島市南区出島四丁目1番4号及び同所地先)	理事長	業務執行理事 (兼)事務局長	事務部長	次長 (兼)総務課長	事業課長	課員		
	所長	副所長	副所長	施設課長	課員	審査者	設計者	
(事業区分) 広島港出島地区廃棄物等埋立処分事業					(中)	(小) 委託費		
業務概要								
廃棄物等の展開検査、積込、運搬、海上投入 廃棄物等の投入管理 施設・機材等の日常管理、簡易補修 処分場内等の清掃 リスク管理（台風等非常時の対応） 雜工								
1式 1式 1式 1式 1式 1式								
仕様書								

仕様書

本仕様書は、「令和8年度広島港出島地区廃棄物等埋立処分場埋立管理業務委託」に適用する。

第1章 総則

1 委託業務の目的

本業務は、広島港出島地区廃棄物等埋立処分場（以下「出島処分場」という。）の受入施設での廃棄物の展開検査、投入台船への運搬・積込み、投入台船による埋立地への投入作業及び施設・機材等の維持管理並びに処分場の清掃等の業務を円滑かつ適正に実施するものとする。

2 委託業務概要

(1) 業務名 令和8年度広島港出島地区廃棄物等埋立処分場埋立管理業務委託

(2) 履行場所 広島市南区出島四丁目1番4号及び同所地先

(3) 履行期間

ア 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

イ 埋立管理業務の開始日は、令和8年4月1日からとする。

ウ 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日)は休日とする。

(4) 業務概要

ア 廃棄物の展開検査、積込、運搬、海上投入

イ 廃棄物等の投入管理

ウ 施設・機材等の日常管理、簡易補修

エ 処分場内等の清掃

オ リスク管理（台風等非常時の対応）

カ 雑工

(5) 廃棄物等受入計画量

ア バラ物 日最大受入量 約400m³、年間受入量 約100千m³

イ フレコン入り 日最大受入量 約200個、年間受入量 約20千個

ウ 受入量管理

委託者は、日受入量が増大し廃棄物処理に支障がでないよう、適切にコントロールしていく。

(6) 廃棄物処理概要

バラ物の廃棄物は、受入施設で委託者が目視検査等を行い、その後、受託者が展開検査等を行い、積替え後、投入台船Ⅰに運搬して埋立処分する。

フレコンバッグ入り廃棄物は、受入施設で委託者が目視検査等を行い、投入台船Ⅱで埋立処分する。

投入台船Ⅰの廃棄物処理能力は約350m³/日、投入台船Ⅱのフレコンバッグ入り廃棄物処理能力は約200個/日である。

3 法令遵守

本業務の履行に当たり受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。

4 業務時間

- (1) 委託業務の標準作業時間は7時40分から16時40分とする。
- (2) 廃棄物等の受入時間は9時から12時、13時から16時30分である。
- (3) 前項の規定にかかわらず異常事態の発生、その他必要があるときは、受託者は、委託者の指示に従って委託業務を行なわなければならない。

受託者の原因によらない場合の時間外勤務、休日勤務に係る費用は、委託者が負担するものとする。

5 業務の管理

受託者は、次の業務の管理を行うものとする。

- (1) 受託者は、いかなる場合でも業務に必要な従業員などを確保し、業務に支障をきたさないよう努めるとともに、従業員の労務管理、安全管理、保健衛生管理等に十分注意を払わなければならない。
- (2) 受託者は労働安全衛生法等の災害防止関連法令の定めるところにより、資格者を配置して労働災害の防止に努めなければならない。また、問題が発生した場合は、直ちに委託者に連絡しなければならない。
- (3) 受託者は、受入施設、投入台船等の構造及び性能等を理解し、設備の保全に努めるものとする。
- (4) 受託者は、自然災害及び処理機能に重大な支障を生じた場合に備え、緊急体制を整えるとともに、常にこれに対処できるよう準備しておかなければならない。
- (5) 緊急及び非常事態の発生に対する体制等については、事前に委託者と協議・調整し、連携を図ることができるようしなければならない。

6 業務従業員

- (1) 受託者は、業務委託に従事する業務従業員（以下「従業員」という。）を委託者に通知しなければならない。
- (2) 受託者は、従業員の中に、委託者の指定する資格者を有する者を置かなければならぬ。
- (3) 委託者は、従業員の中に、業務委託の履行又は管理に著しく不適当と認められる者がいるときは、受託者に交代を求めることができる。
- (4) 受託者は、前項の規定による委託者からの要求があったときは、適切に措置するものとし、その結果を委託者に報告しなければならない。

7 総括責任者等の選任

- (1) 受託者は、総括責任者（現場代理人、監理（主任）技術者との兼務可）、副総括責任者（兼務可）及び業務主任者（兼務可）を選任し、書面をもって委託者に届出るとともに、委託者の承認を得なければならない。また、変更した場合も同様とする。
- (2) 総括責任者、副総括責任者が同時に不在となる場合は、総括責任者の職務代理者を事前に委託者に届出のうえ、その職務に当たらせるものとする。

8 総括責任者等の職務

- (1) 総括責任者の職務
 - ア 現場の最高責任者として適切かつ円滑に履行するため、業務委託の内容を熟知するとともに、従業員の指揮・監督を行う。
 - イ 契約書、仕様書、その他関係書類により、業務の目的、内容などを十分理解し、効果的かつ経済的な運転に努める。
 - ウ 業務執行状況を隨時、委託者へ報告するとともに、必要があれば協議する。
 - エ 従業員を教育し、技術向上、事故の防止に努める。
- (2) 副総括責任者は、総括責任者の不在時に、その職務を代行するものとする。

9 資格者

本業務の実施に必要な次の資格者を選任しなければならない。

- ・土木一級施工管理技士（監理技術者証所持者）
- ・職長・安全衛生責任者教育講習修了者
- ・ショベルローダ等運転技能講習修了者
- ・一級又は二級小型船舶操縦免許証取得者
- ・大型自動車運転免許証取得者
- ・小型移動式クレーン運転技能教育修了者
- ・巻上げ機運転（特別教育）修了者
- ・玉掛け技能講習修了者
- ・その他業務委託履行上必要と認められる資格者

10 業務履行計画書

受託者は、速やかに業務履行計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- (1) 業務履行計画書には、次の事項を示さなければならない。
 - ア 業務実施方法
 - イ 業務履行体制
 - ウ 保守点検計画
 - エ リスク管理計画
 - オ 安全衛生管理計画
 - カ 廃棄物の埋立の出来形管理計画
 - キ 清掃計画
 - ク その他

(2) 内容の変更が生じた場合には、速やかに変更を提出しなければならない。

11 再委託

- (1) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合には、雇用の観点から地元の企業に配慮するよう努めるものとする。
- (2) 受託者は、再委託する場合には、再委託の相手方の住所、氏名、再委託の相手方が行う業務の範囲と業務計画を記載した「再委託承諾願」を委託者に提出しなければならない。
- (3) 受託者は、再委託者に対して業務の実施についての適切な指導及び管理を行わなければならない。

12 提出書類

- (1) 受託者は、業務委託契約締結後、速やかに次の書類を提出しなければならない。
 - ア 「組織表」
 - イ 「総括責任者」（兼務可）
 - ウ 「保有資格名簿」（資格証の写し添付）
 - エ 「従業員の名簿及び担当業務」
 - オ その他関係資料
- (2) 前項の書類に変更が生じたときは、直ちに「変更届」を提出しなければならない。
- (3) 業務履行計画に係る業務が終了した時は、速やかに「業務完了報告書」を提出しなければならない。

13 検査

受託者は、業務完了報告書、日報、その他必要な書類により、業務内容の履行について委託者の検査を受けなければならない。

14 施設の管理

- (1) 受託者は、処分場内等の施設・設備を目的外に使用してはならない。
- (2) 受託者は次に掲げることを厳守すること。
 - ア 業務関係物品、資材以外の持ち込み禁止
 - イ 委託者財産及び所有物の持出し禁止
 - ウ 作業員用休憩室及びシャワー室等の整理・整頓
- (3) 業務の履行において、周辺住民との紛争等が生じないよう努めなければならない。
- (4) 本業務に関する外部からの照会、意見、要望及び依頼等の対応については、委託者が行うものとする。

15 安全の確保

受託者は、労働安全衛生法、同法施行令など法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。

16 安全教育及び訓練

受託者は、業務従事員又は関係者に対し、事故その他災害の発生時の処理について、指導及び訓練を行わなければならない。

17 施設の使用

- (1) 受入施設内に設置している作業員用休憩室、シャワー室（以下「事務室等」という。）及び委託業務の遂行上必要な用地 200m²は、契約期間中は無償で受託者に貸与するものとする。
- (2) 事務室等の使用期間中に受託者の責任による汚損等があった場合には、受託者の費用で直ちに修復しなければならない。
- (3) 事務室等の使用に伴う光熱水に係る費用は無償とするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。

18 施設・設備の破損

受託者は、従業員が故意又は過失により施設・設備等を破損・損傷したときは、受託者の責任において修復しなければならない。ただし、過失による場合であっても、その程度が軽微であり、委託者がやむを得ないものと認めたときはこの限りでない。

19 受託者の施設等の設置

- (1) 受託者は、委託業務の履行に必要な施設等を委託者の敷地内（用地 200m² 無償貸与）に設置する必要があるときは、あらかじめ委託者へ申請し、委託者の許可を受けた後設置することができる。
- (2) 受託者は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、委託者に通知のうえ、速やかに前項の規定により設置した施設等を撤去し、原状回復して委託者に明け渡さなければならない。
- (3) 委託者は、前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、原状回復を行わないときは、受託者に代わって当該物件を処分し、又は原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、これに要する費用を負担しなければならない。

20 完成図書、貸与物件

- (1) 委託者は、業務履行に必要な受入施設、投入台船等の完成図書類、貸与物件を無償貸与する。
- (2) 受託者は、貸与物件を委託者から受領したときは、受領書を提出しなければならない。
- (3) 受託者は、貸与物件を故意又は過失により破損したときは、その損害を補償しなければならない。
- (4) 点検整備、簡易な故障修理に必要な部品、小型工具類や測定器具類は、原則として受託者の負担とする。

21 資材及び事務用品等

業務に必要な資材、測量機器、事務用品等は、貸与物件を除いて受託者の負担とする。

22 経費の分担

(1) 業務委託に必要な経費のうち、次に掲げるものは委託者が負担する。

- ア 貸与物件の燃料代（リアダンプ、ホイールローダ、投入台船、交通船の燃料代）
- イ 事務室等の光熱水費（電気、水道、下水）

(2) 業務委託に必要な経費のうち、次に掲げるものは受託者が負担する。

- ア 受託者が調達する車両、重機の費用（受入施設内展開検査及び投入台船Ⅱへのフレコンバッグ運搬時の積込用バックホウ、トラック、台船Ⅱ船上でのフレコンバッグ荷卸し・投入用バックホウ、散水車）
- イ 受託者が調達する車両、重機の燃料費
- ウ 仮設事務所の調達に係る費用
- エ 受託者が使用する電話、FAX等

23 廃棄物の受入・積替・運搬・投入作業等の習熟訓練

受託者は、受入業務開始前に訓練を行い、委託期間における適正な埋立管理業務を実施しなければならない。

24 次受託者への廃棄物の展開検査・積替・運搬・投入作業等の習熟訓練

- (1) 受託者は、次受託者の廃棄物の展開検査、積替・運搬、投入作業等の習熟訓練について協力しなければならない。
- (2) 受託者は契約終了までに、委託者の指示を受けて、次受託者に廃棄物の展開検査、積替・運搬、投入作業等の訓練を行うものとする。

第2章 業務の要領

次の内容により業務を実施するものとする。

1 提示資料

- (1) 処分場位置図 (図-1)
- (2) 処分場平面図 (図-2)
- (3) 廃棄物護岸平面図 (図-3)
- (4) 廃棄物護岸標準断面図 (図-4)
- (5) 受入施設平面図 (図-5～7)
- (6) 投入台船Ⅰ概略図 (図-8)
- (7) 投入台船Ⅱ概略図 (図-9)
- (8) 清掃区域図 (図-10～14)

2 業務内容

(1) 廃棄物等搬入に係る準備

処分場入場門に交通整理員を配置し、搬入車両を誘導する。

なお、広島特別支援学校の通学時間帯(8:00～9:00, 14:30～15:30)は、同学校前交差点に移動し、歩行者等の安全を確保し、搬入車両を誘導する。

(2) 受入施設に係る廃棄物の受入・検査(展開検査)

ア 受入施設に入場した車両を誘導する。

イ 搬入した廃棄物は、委託者が抜取り検査又は目視検査を行う。

ウ バラ物の廃棄物は、委託者の目視検査後に、受託者はダンピングエリアに荷降ろしきせて、展開検査を行う。

エ バラ物の廃棄物荷降ろし後の車両を荷台清掃場所と退場口へ誘導する。

オ フレコンバッグ入り廃棄物は、委託者の目視検査後、投入台船Ⅱが係留中の場合は、直接投入台船Ⅱに誘導する。

投入台船Ⅱが離岸中の場合は、係留施設付近の指定場所に誘導する。

受入施設内での抜取り検査時における荷降ろしは受託者が行い、荷台での玉掛けは搬入車両側の作業員が行う。

(3) 受入施設内の廃棄物等の積替・運搬

展開検査等で合格したバラ物の廃棄物を、ホイールローダでリアダンプに積込み、投入台船Ⅰへ運搬する。

リアダンプの使用可能台数は3台である。

(4) 投入台船Ⅰ関係

ア 台船に搬入するリアダンプ誘導、廃棄物の荷降ろしの誘導を行う。

イ 荷降ろし後のリアダンプのタイヤ清掃、退場の誘導を行う。

ウ 荷降ろしされた廃棄物をストックエリアでホイールローダにより移動集積する。

エ 台船を投入場所に移動させる。

オ 投入場所でホイールローダにより投入する。投入前後に測量(レッド測量)を行う。

カ 投入後の台船の帰路、甲板清掃等を行う。

(5) 投入台船Ⅱ関係

ア フレコンバッグ入り廃棄物の搬入車両を、直接台船内へ誘導して、受託者が荷降ろしを行う。

なお、その時の荷台での玉掛けは搬入車両側の作業員が行う。

イ 台船Ⅱが離岸中の場合は、係留施設付近の指定場所に誘導する。

指定場所でのフレコンバッグ入り廃棄物の荷降ろしも受託者が行い、荷台の玉掛けは搬入車両側の作業員が行う。

ウ 係留施設付近の護岸上に仮置きされたフレコンバッグ入り廃棄物は、受託者が投入台船Ⅱ内に運搬し荷降ろしを行う。

エ 台船を投入場所へ移動してフレコンバッグ入りの廃棄物をバックホウにより投入する。

投入前後に測量(レッド測量)を行う。

オ 投入後の台船の帰路、甲板清掃等を行う。

(6) 廃棄物投入管理

- ア 廃棄物の投入管理は、処分場内を 10m×10m でメッシュ割りし、薄層埋立を管理する。
- イ 1回当たりの投入厚さは 1m 程度とし、埋立が護岸背後のカウンターとして作用する方向で埋立を進めて行く。
- ウ 深浅測量を年 1 回以上実施し、薄層埋立を着実に推進していく。

(7) 施設・機材等の点検、簡易補修

ア 日常点検(始業前点検)

- (ア) 受入施設機械点検(目視、動作確認)
 - a 換気設備、集塵・脱臭設備、集塵口
異常音、破損、フィルタ目詰まりの有無、グリス充填、フィルタ清掃等
 - b エアカーテン(目視、動作確認)
動作不良、異常音の有無等
 - c シートシャッタ(目視、動作確認)
動作不良、異常音、損傷の有無等
 - d 高圧洗浄機(目視、動作確認)
動作不良、異常音の有無、オイル補充
 - e ミスト設備(動作確認)
動作不良、異常音の有無等
 - f 信号パトランプ(動作確認)
動作不良の有無等
- (イ) 受入施設車両系建設機械
 - a ホイールローダ、リアダンプ(作業開始前点検)
エンジンオイル量、プレクリーナ、エアエレメント、冷却水レベル、ラジエータ、トランスマッショノイル、作動油、アドブルー、油圧シリンダ、キャブエアコンエレメント、タイヤ、下回り油漏れ等
 - b スイーパ(作業開始前点検)
作動油確認、フィルタ清掃等
- (ウ) 投入台船 I
 - a 投入ホッパ(目視)
損傷の有無
 - b 昇降エプロン(目視)
異常音、損傷の有無
 - c 膜式建屋
基礎、骨組みの安定性
骨組みの損傷の有無
テントの損傷、ゆるみの有無
廃棄物の付着状況等
 - d エアカーテン
動作不良、異常音の有無等

- e シートシャッタ(目視、動作確認)
動作確認、異常音、損傷の有無
- f ウインチ(目視、動作確認)
ブレーキ、クラッチの作動確認
ブレーカーの作動確認
ロープの巻込み、損傷状況等
- g 発電機(目視、動作確認)
スイッチ、ブレーカーの作動確認
キャブタイヤケーブルの損傷の有無
電圧、電流の状況
- h 換気設備、集塵機、排気フード(目視、動作確認)
異常音、破損、フィルタ目詰まりの有無等
- i 高圧洗浄機(目視、動作確認)
動作不良、異常音の有無等
- j ミスト(動作確認)
動作不良、異常音の有無等
- k 信号パトランプ(動作確認)
動作不良の有無
- l ホイールローダ
前記(i)a と同じ
- (イ) 投入台船II
点検設備は、昇降エプロン、ワインチ、発電機、高圧洗浄機で、点検内容及び点検方法は投入台船Iと同じ
- イ 週間点検
 - (ア) 廃棄物埋立護岸
 - a 係留施設
ひび割れ、亀裂、剥離、沈下、目地切れ等
 - b 押え捨石、盛土
亀裂、沈下、洗堀、滑落、はらみだし、崩壊等
 - c シンカー
ひび割れ、亀裂、剥離等
 - d 道路
損傷、汚染等
 - e 付帯設備
排水設備、係船柱、安全柵の損傷等
- ウ 月間点検
 - (ア) 車両系建設機械
 - 労働安全衛生規則 168 条に基づく定期自主検査
 - (イ) タイヤ洗浄機(目視、堆積物の除去)
洗車ピットコンクリート部の破損、動作不良の有無、洗車ピット及びタンク清掃等

(8) リスク管理(台風時等非常時の対応)

台風時等の強風時は、台風用シンカーに固定する等、適切に対応する。

(9) 処分場内及び場外関連清掃

清掃業務の範囲は、管理事務所及び受入施設の敷地、建物内、処分場の通路、前面道路、広島市道南4区688号線(延長1.2km)である。図10~14参照

3 貸与物件(無償貸与)

品名	規格・形状寸法	単位	数量	引渡及び返還場所	備考
密閉型リアダンプ	積載重量: 10t 積 積載容量: 6.4m ³	台	3	受入施設内	
ホイールローダ	バケット容量 2.1m ³ 級	台	2	受入施設内	
"	バケット容量 2.1m ³ 級	台	1	投入台船I内	
投入台船I	膜式構造建屋付 操船方式: ウインチ式	隻	1	廃棄物処分場内	
投入台船II	操船方式: ウインチ式	隻	1	廃棄物処分場内	
投入管理システム 位置出し管理システム	投入台船に積載	式	1	投入台船内	
交通船I	ヤマハ和船 W-23AF-2 船外機出力: 25PS	隻	1	廃棄物処分場内	
交通船II	ヤマハ和船 AL7 船外機出力: 25PS	隻	1	廃棄物処分場内	
交通船III	ヤンマー和船 ZD22B エンジン出力: 38PS	隻	1	廃棄物処分場内	
塔乗式バキュームスイーパー	マーテック 100DK エンジン出力: 18KW	台	1	受入施設内	
車体清掃用 空気圧縮機		台	1	受入施設内	
高圧水噴射洗浄機	吐出圧力: 8.0MPa	台	3	受入施設内	
"	吐出圧力: 7.8MPa	台	1	廃棄物処分場内	
"	吐出圧力: 5.9MPa	台	1	投入台船II内	
インターラム (携帯マイク)		台	8	廃棄物処分場内	(台船用含む)

第3章 その他

1 環境への配慮

- (1) 広島県環境保全公社（委託者）はエコアクション21を認証取得して環境保全に努めており、受託者はこれを十分に認識して委託者に協力するとともに、産業廃棄物等の受入業務が適正に行われるよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたっては、環境保全に配慮するとともに、地域貢献や社会貢献に努めること。

2 新労務単価の反映

新労務単価の早期反映については、「公共工事労務単価の運用に係る特別措置事務処理要領」（平成25年4月25日広島県制定）を準用する。

3 疑義等

- (1) 本特記仕様書に疑義が生じた場合又は明確な規定がない事項については、委託者、受託者双方が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 本特記仕様書に明記されていない事項について、必要がある場合には、両者協議のうえ定めるものとする。

図一 1



図一2

平面図

広島特別支援学校

埋立3工区

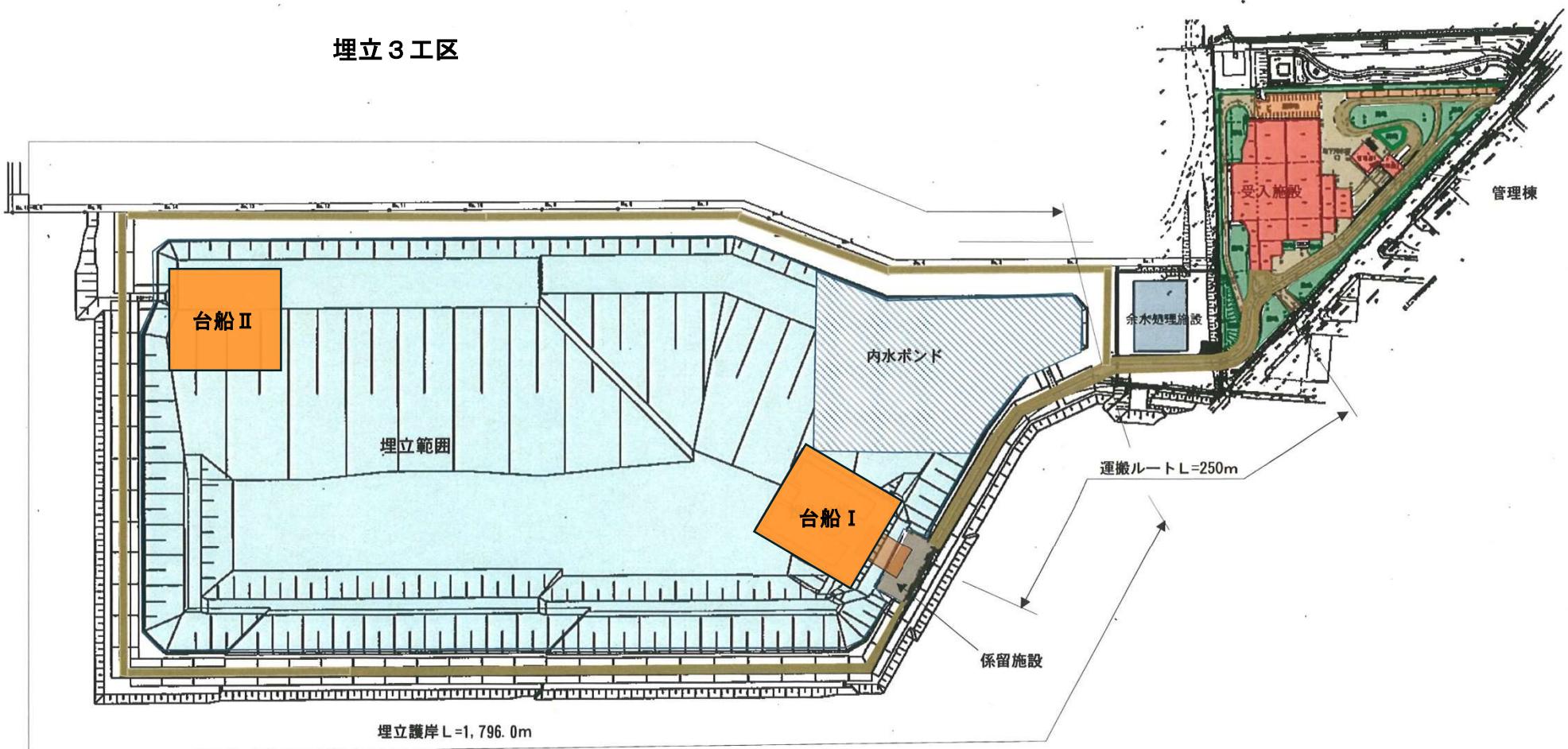


図-3

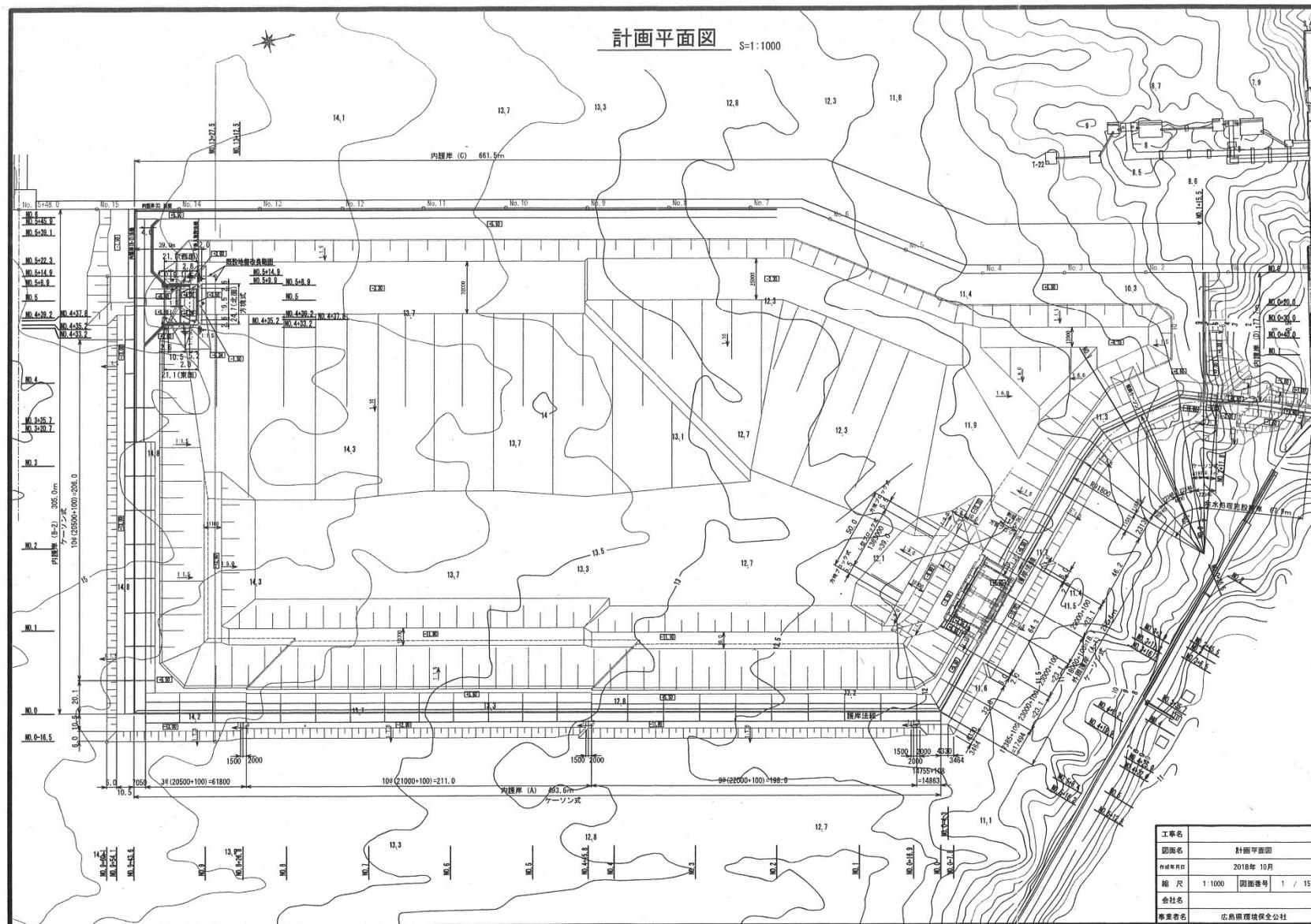
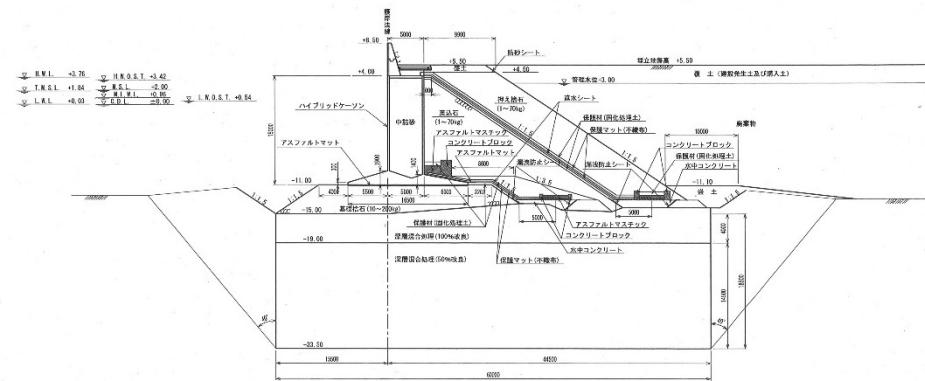


图-4

内護岸(A) 標準断面図(その1)
(測点 No. 3)



内護岸(C)標準断面図(その1)
(測点 No. 8)

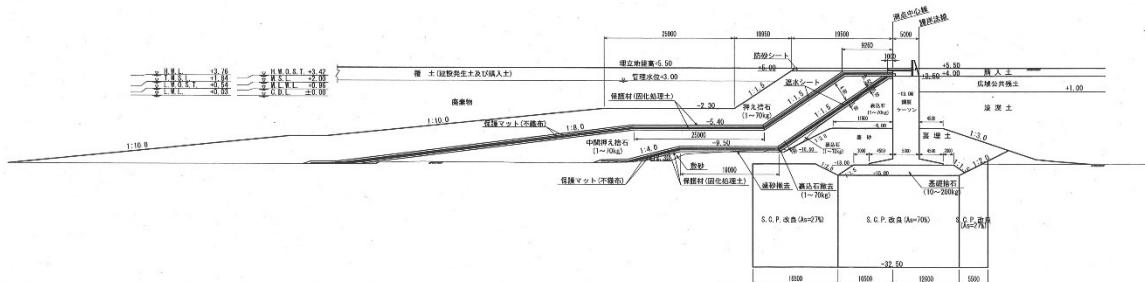
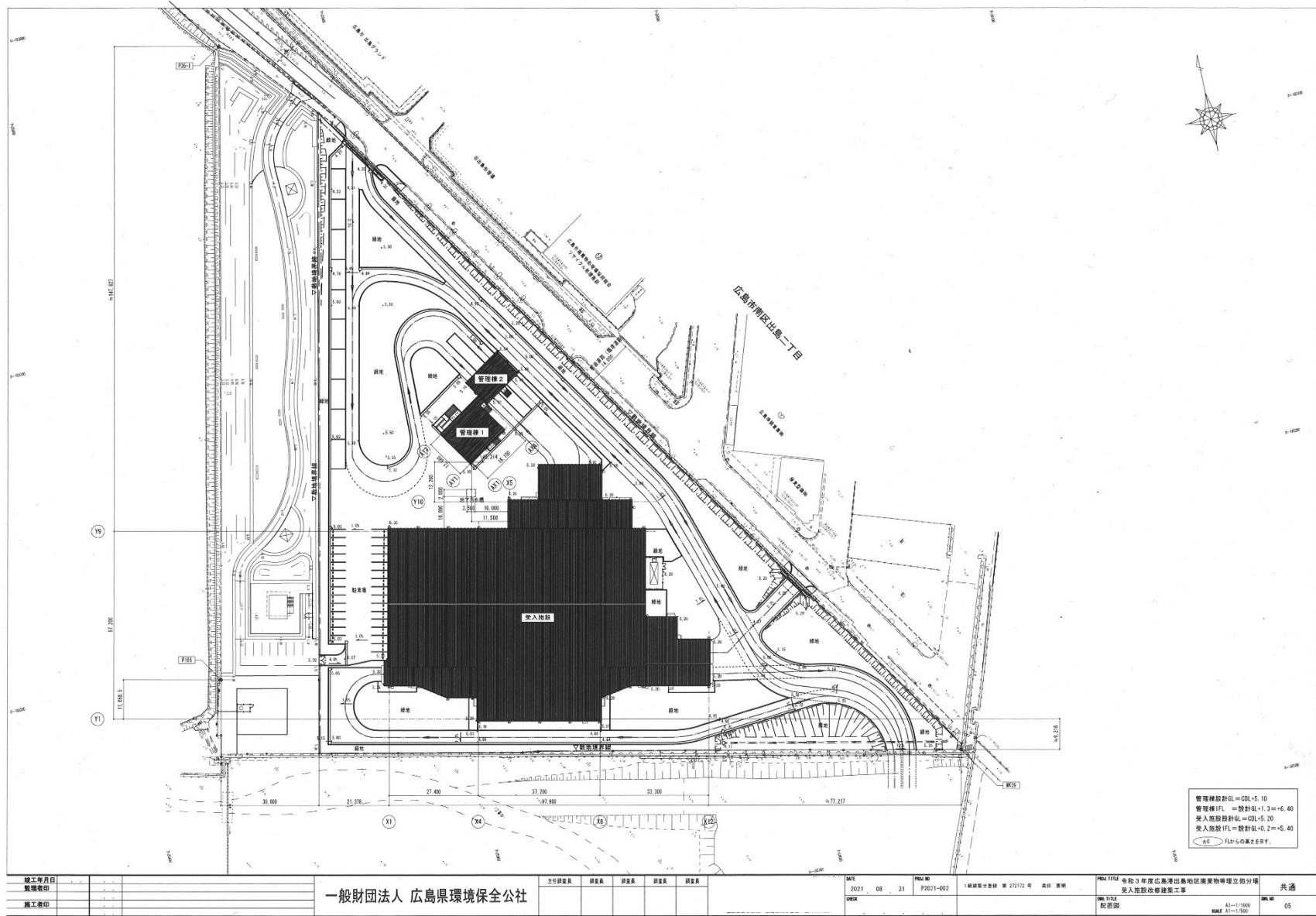


図-5



図一6

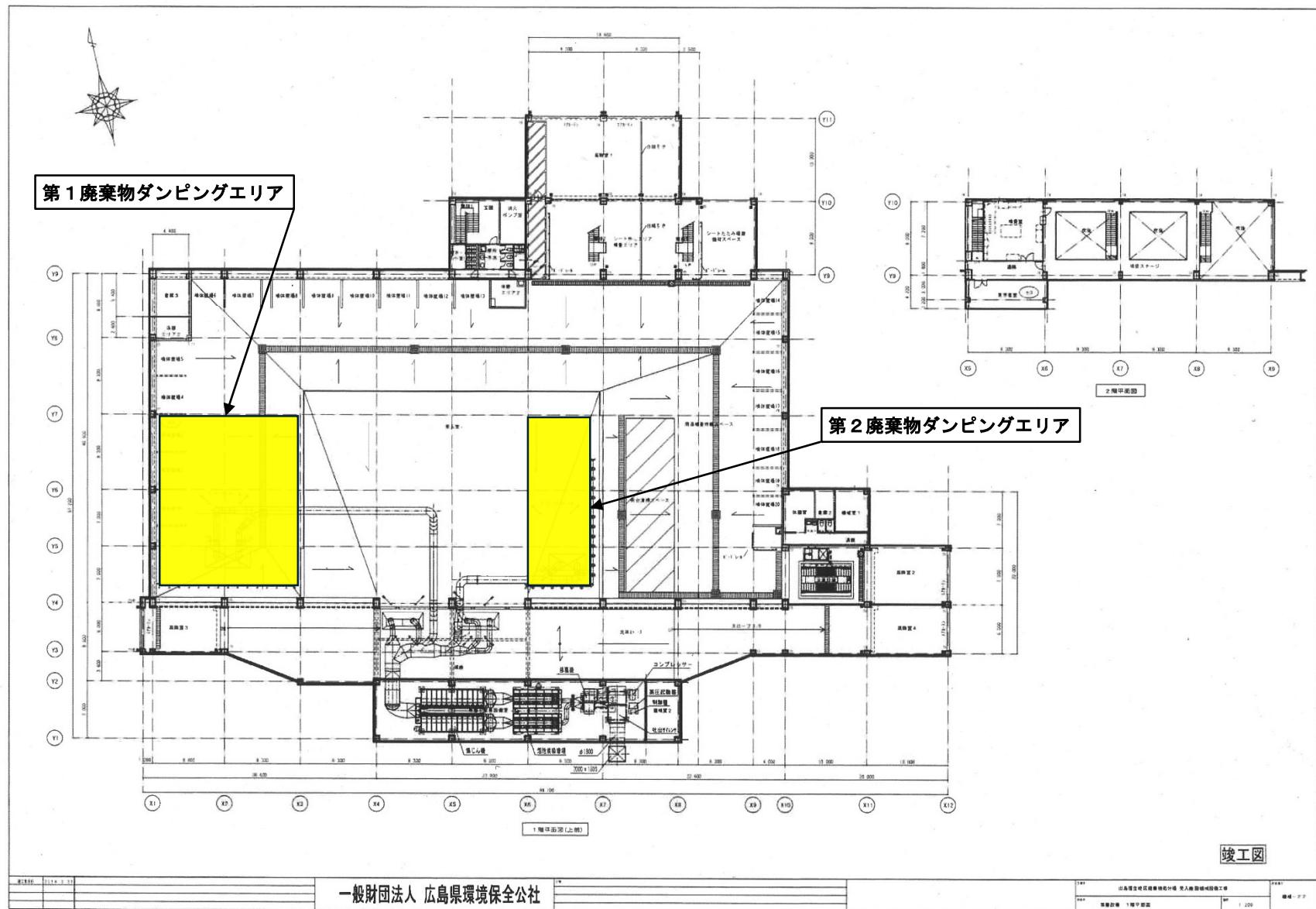
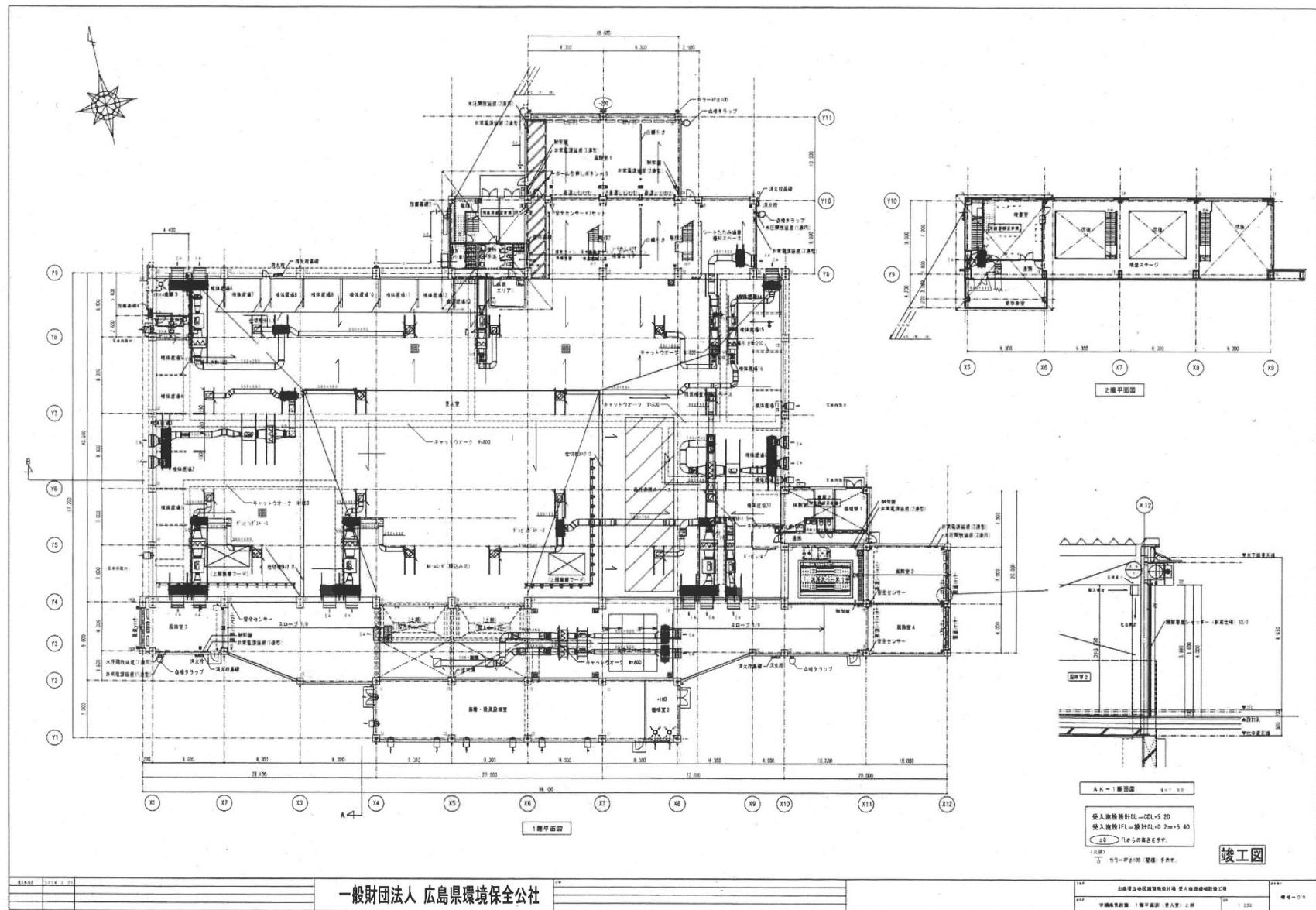
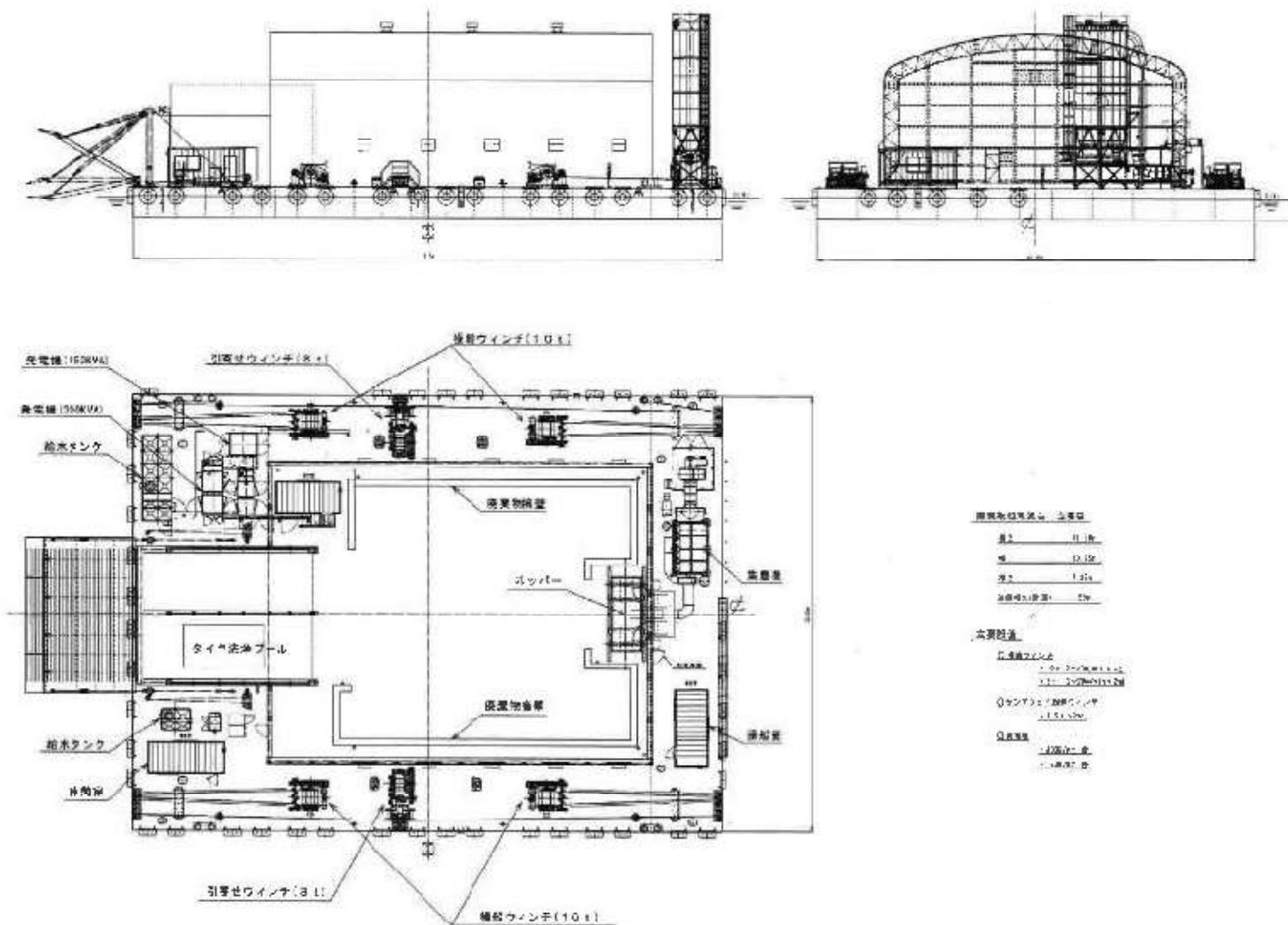


図-7



図一8

投入台船 I 一般図



投入台船 II 一般図

— 9

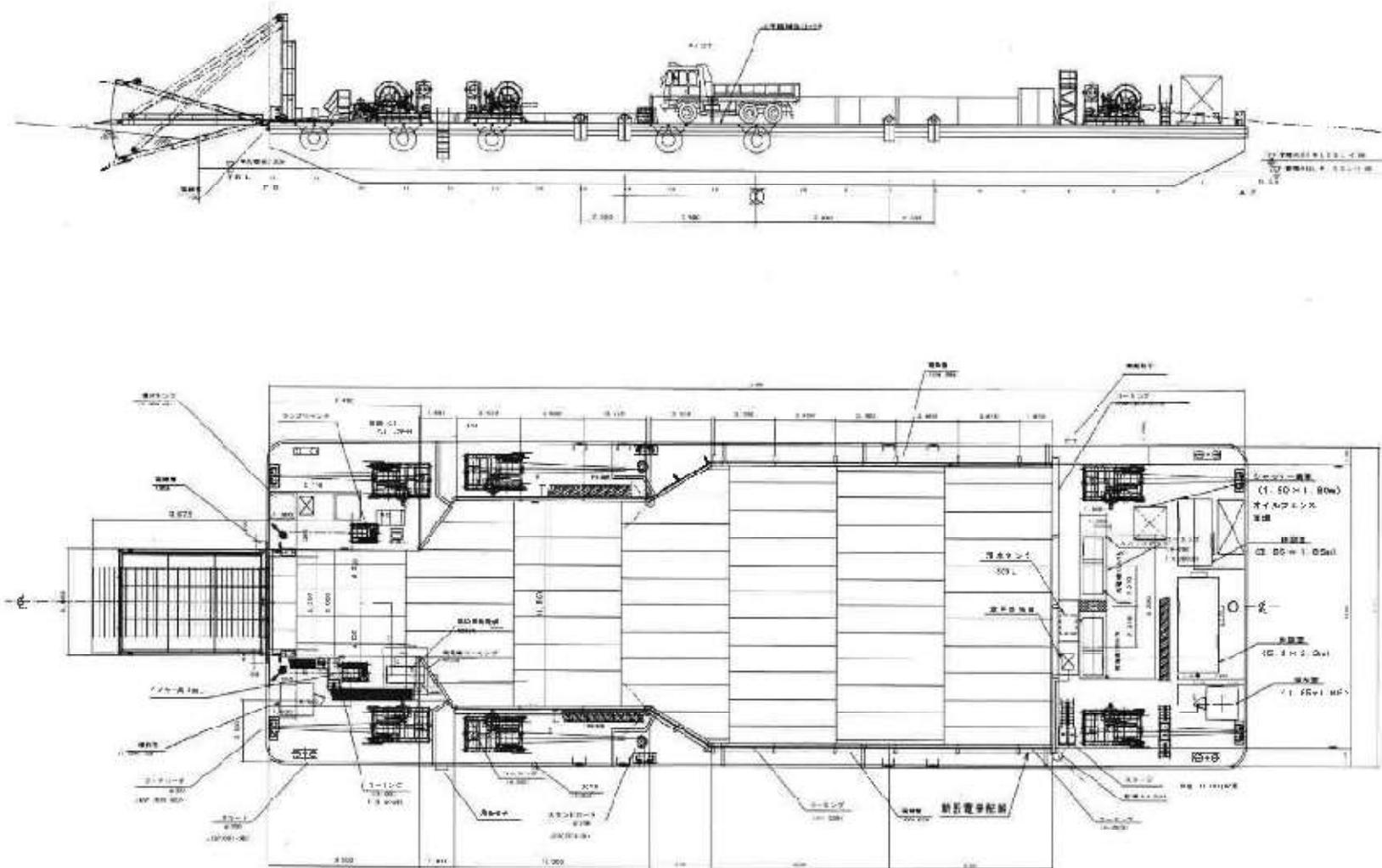


図-10



図-11

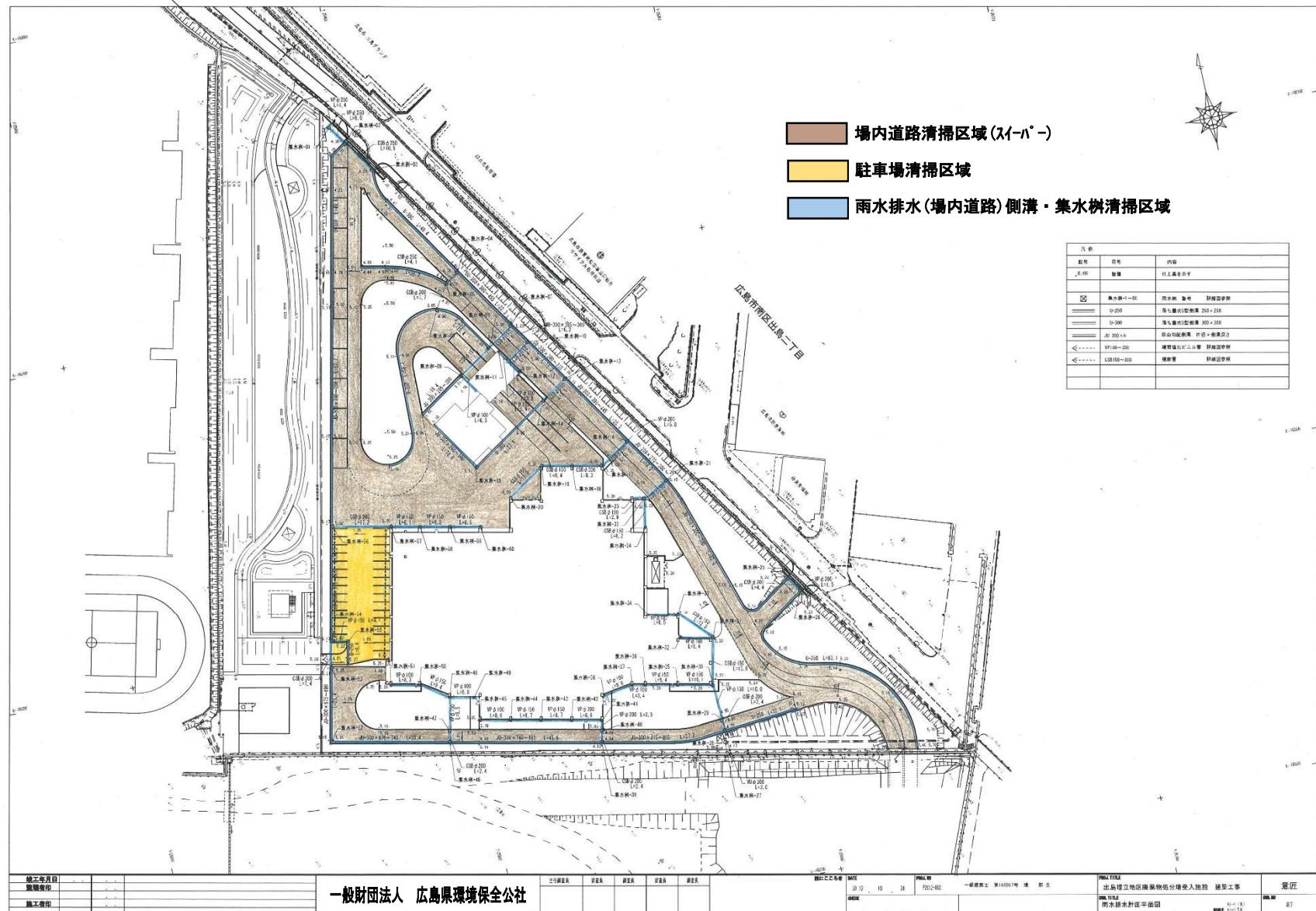
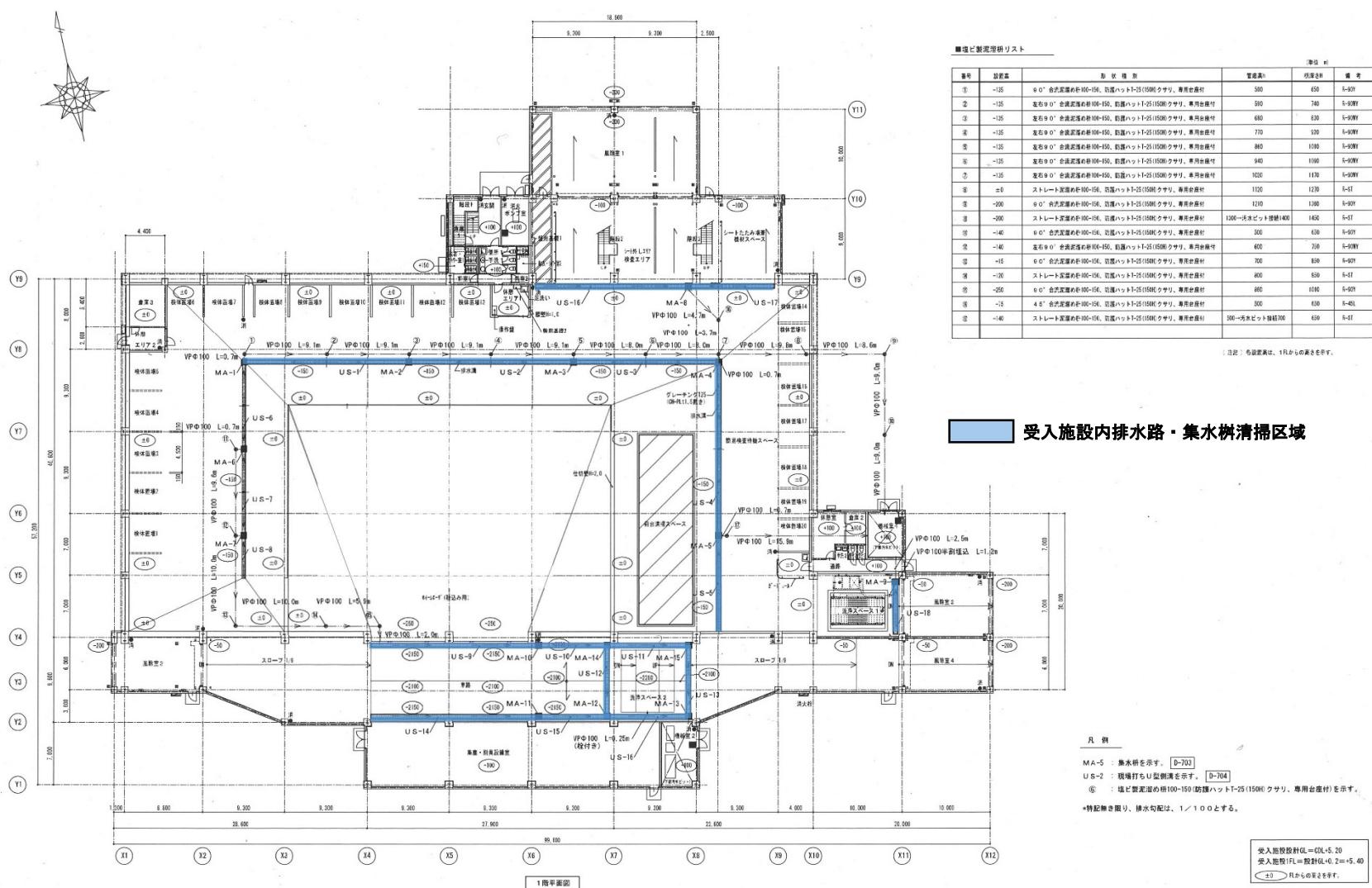


図-12



竣工年月日	· ·	· ·	· ·
监理者印	· ·	· ·	· ·
施工者印	· ·	· ·	· ·

一般財団法人 広島県環境保全公社

図-13

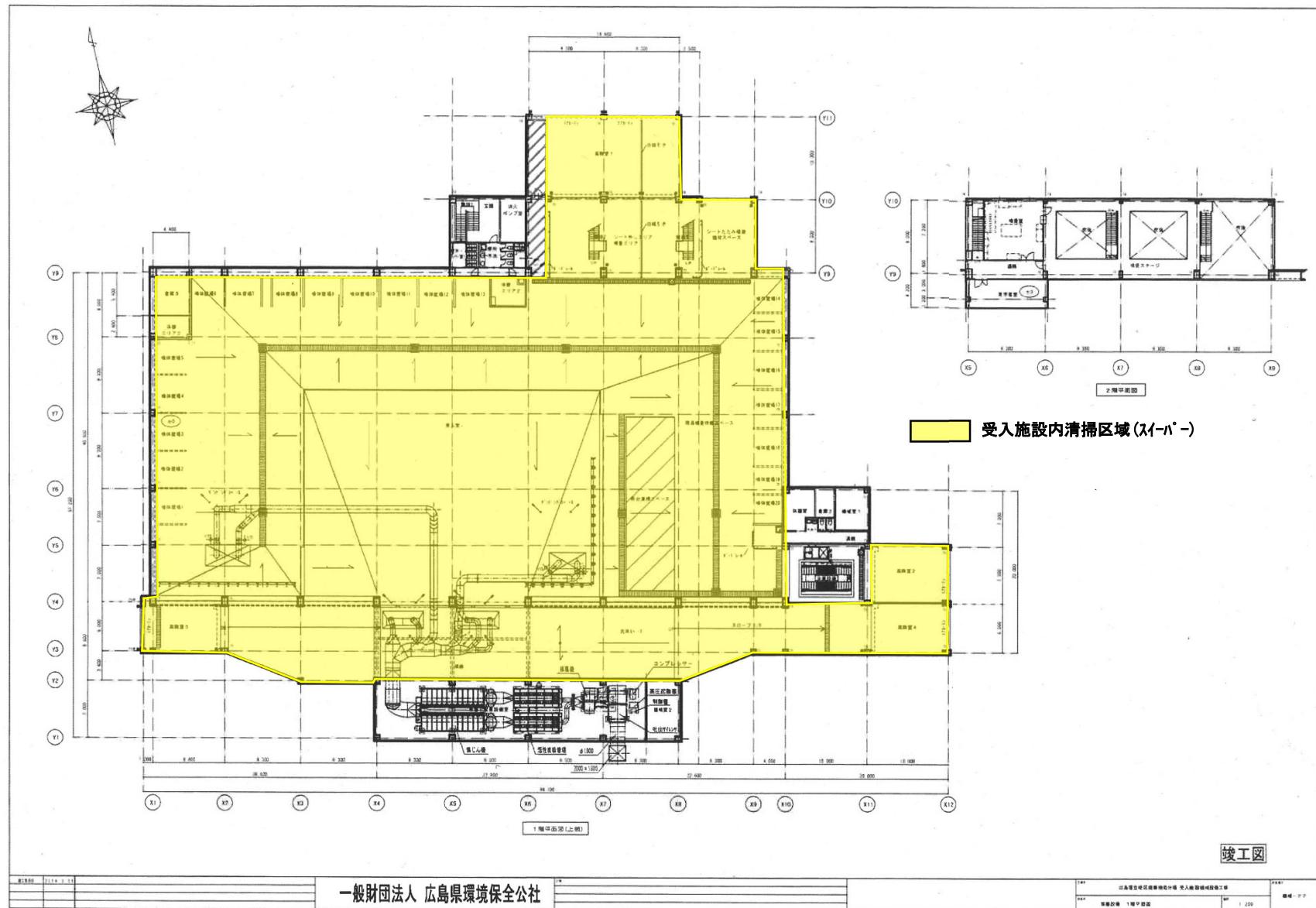


図-14



業務委託費

内訳表

P1

費目・工種・施工名称など			数 量	単位	単 価	金 額	備 考
処分場管理委託							令和8年度
廃棄物の受入、積込、運搬、投入							
廃棄物受入訓練 (受入、積込、運搬、投入)			習熟訓練				単第 1 表
投入台船操船訓練 (沖出し係留)			習熟訓練				単第 2 表
廃棄物等受入業務 (展開検査、積込、運搬)				1	式		単第 3 表
廃棄物等受入業務 (機械経費)				241	日		単第 4 表
投入台船Ⅰ廃棄物等投入業務 (積込、移動、投入)				1	式		単第 5 表
投入台船Ⅱ廃棄物等投入業務 (積込、移動、投入)				241	日		単第 6 表
投入台船Ⅱ廃棄物等投入業務 (機械経費)				241	日		単第 7 表
フレコンバッグ仮置き・運搬業務			散水業務含む	1	式		単第 8 表
フレコンバッグ仮置き・運搬業務 (機械経費)				241	日		単第 9 表
				1	式		

業務委託費

内訳表

P2

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
投入台船沖出し係留 (異常気象時等)						単第 10 表
場外業務	交通整理等	12	回			単第 11 表
散水業務 (機械経費)		241	日			単第 12 表
処分場内の清掃		1	式			
日常清掃						単第 13 表
定期清掃		1	式			単第 14 表
雑工		1	式			
処分場内補修						単第 15 表
直接業務費		1	式			
共通仮設費率分						対象額 単第 16 表
現場環境改善費						対象額 単第 16 表

業務委託費

内訳表

P3

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
共通仮設費計						
純業務費						
現場管理費						対象額 単第 17 表
				1 式		
業務原価						
一般管理費率分						
				1 式		
契約保証費						
一般管理費計						
業務価格						
消費税相当額						
				1 式		
業務費計						

施工单值表

单第 1 表

1式 当り

廢棄物受入訓練 (受入, 積込, 運搬, 投入)

施工单值表

单第 2 表

1式 当り

投入台船操船訓練（沖出し係留）

施工単価表

单第 3 表

廃棄物等受入業務 (展開検査, 積込, 運搬)

1 日 当り

名称・規格など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
作業指示者 土木一般世話役		人			(廃棄物受入作業の指示)
作業員A (ホイルローダ運転) 運転手 (特殊)		人			(集積スペース移動)
作業員B (ホイルローダ運転) 運転手 (特殊)		人			(積替え作業, 誘導)
作業員C (バックホウ, リアダンプ運転) 運転手 (特殊)		人			(展開検査, 運搬)
作業員D (ホールローダ, リアダンプ運転) 運転手 (特殊)		人			(集積スペース移動, 運搬)
作業員E (ホールローダ, リアダンプ運転) 運転手 (特殊)		人			(集積スペース移動, 運搬)
作業員F (誘導・展開検査) 普通作業員		人			(誘導, 展開検査)
作業員G (誘導) 普通作業員		人			(誘導)
諸雑費		%			
*** 合 計 ***	1	日			

施工单值表

单第 4 表

1式 当り

廃棄物等受入業務（機械経費）

施工単価表

単第 5 表

投入台船 I 廃棄物等投入業務 (積込, 移動, 投入)

1 日 当り

名称・規格など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
投入台船管理者 高級船員		人			(廃棄物投入作業の指示)
作業員 H (ホイールローダ運転) 運転手 (特殊)		人			(集積スペース移動, 投入)
作業員 I (ホイールローダ運転補佐) 運転手 (特殊)		人			(集積スペース移動, 投入)
作業員 J (ロープ移動, 清掃) 普通船員		人			(ロープ移動, 清掃)
作業員 K (ロープ移動, 清掃) 普通船員		人			(ロープ移動, 清掃)
作業員 L (ワインチ操作, 誘導) 普通船員		人			(ワインチ操作, 誘導)
作業員 M (エプロン操作, 誘導) 普通船員		人			(エプロン操作, 誘導)
諸雑費		%			
*** 合 計 ***	1	日			

施工单值表

单第 6 表

1日当たり

投入台船II廢棄物等投入業務（積込、移動、投入）

施工单值表

单第 7 表

1式 当り

投入台船 II 廢棄物等投入業務（機械経費）

施工单值表

单第 8 表

1日当たり

フレコンバッグ仮置き・運搬業務

施工单值表

单第 9 表

1式 当り

フレコンバッグ仮置き・運搬業務 (機械経費)

施工单值表

单第 10 表

1回当たり

投入台船沖出し係留（異常気象時等）

施工单值表

单第 11 表

1日当たり

場外業務

施工单值表

单第 12 表

1式 当り

散水業務 (機械經費)

施工単価表

単第 13 表

日常清掃

1式 当り

名称・規格など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
屋内舗装の日常清掃 受入室, 風除室, 検査エリア, 車路 スイーパー附き路面清掃車による (周期 1 D)	241	回			単第 18 表
床の日常清掃 玄関ホール, 廊下及び通路, 便所及び洗面所, 湯沸室, 階段, 脱衣室・シャワールーム (周期 2 /W)	1	式			単第 19 表
床以外の日常清掃 玄関ホール, 廊下及び通路, 便所及び洗面所, 湯沸室, 階段, 脱衣室・シャワールーム (周期 2 /W)	1	式			単第 20 表
埋立海面清掃 (周期 1 M)	12	回			単第 21 表
洗車機清掃及び汚水槽抜取 (周期 1 W)	52	回			
同上経費 諸経費及び安全対策費を含む	12	月			
*** 合 計 ***	1	式			

施工単価表

単第 14 表

定期清掃

1式 当り

名称・規格など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
屋内舗装及び投入台船の定期清掃 受入室, 検査エリア, 車路, 台船 高圧洗浄機による (周期 1 M)	1	式			単第 22 表
屋内側溝清掃 (鋼蓋, 鉄板) (周期 1 M)	1,512	m		126.0m × 12回/年 = 1,512m	単第 23 表
屋内集水枡清掃 (鋼蓋, 鉄板) (周期 1 M)	180	箇所		15箇所 × 12回/年 = 180箇所	単第 24 表
場内道路清掃 スイーパー附き路面清掃車による (周期 1 M)	12	回			単第 25 表
場内道路側溝清掃 高圧洗浄機による (周期 2 / Y)	1,419	m		709.5m × 2回/年 = 1,419m	単第 26 表
場内道路集水枡清掃 (周期 1 Y)	60	箇所		60箇所 × 1回/年 = 60箇所	単第 27 表
除草 受入施設構内, 余水処理施設周辺, 前面道路・歩道 (周期 4 / Y)	5,200	m ²		1,300m ² × 4回/年 = 5,200m ²	単第 28 表
除草 緑地 (周期 4 / Y)	22,800	m ²		5,700m ² × 4回/年 = 22,800m ²	単第 28 表
除草 埋立護岸上 (周期 4 / Y)	24,000	m ²		6,000m ² × 4回/年 = 24,000m ²	単第 28 表

施工単価表

単第 14 表

1式 当り

定期清掃

名称・規格など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
除草剤散布 緑地 (周期 2/Y)	2	回			
床以外の定期清掃 照明器具 (周期 2/Y)	1	式			単第 29 表
場外の定期清掃 駐車場 (周期 1W)	1	式			単第 32 表
場外の定期清掃 市道, 前面道路 (周期 1W)	1	式			単第 33 表
埋立護岸上清掃 スイーパー附き路面清掃車による (周期 1M)	12	回			単第 25 表
*** 合 計 ***	1	式			

施工单值表

单第 15 表

1式 当り

处分場內補修

施工单值表

单第 16 表

1式 当り

共通仮設費対象額内訳

施工单值表

单第 17 表

1式 当り

現場管理費対象額内訳

施工单值表

单第 18 表

1回 当り

屋内舗装の日常清掃（受入室、風除室、検査エリア、車路）

施工单值表

单第 19 表

1式 当り

床の日常清掃

施工单值表

单第 20 表

1式 当り

床以外の日常清掃

施工单值表

单第 21 表

1回 当り

埋立海面清掃

施工单值表

单第 22 表

1式 当り

屋内舗装及び投入台船の定期清掃

施工单值表

单第 23 表

1m 当り

屋内側溝清掃（鋼蓋、鉄板）

施工单值表

屋内集水汎清掃 (鋼蓋, 鉄板)

单第 24 表

1箇所 当り

施工单值表

单第 25 表

1回 当り

道路清掃（場内道路、埋立護岸上）

施工单值表

单第 26 表

1 m 当り

場内道路側溝清掃（コンクリート蓋）

施工单值表

場內道路集水汙清掃（蓋有）

单第 27 表

1箇所 当り

施工单值表

单第 28 表

除草 (緑地, 受入施設構内, 余水処理施設周辺, 前面道路・歩道, 埋立護岸上)

1 m2 当り

施工单值表

单第 29 表

1式 当り

床以外の定期清掃（照明器具）

施工单值表

单第 30 表

1式 当り

照明器具清掃（管球・反射板・カバー拭き）

施工单值表

单第 31 表

1式 当り

照明器具清掃（管球・反射板拭き）

施工单值表

单第 32 表

1式 当り

場外の定期清掃（駐車場）

施工单值表

单第 33 表

1式 当り

場外の定期清掃（市道、前面道路）

施工单值表

单第 34 表

1 m3 当り

コンクリート打設 (無筋, ポンプ車)

施工单值表

单第 35 表

1日当たり

無償貸付機械等評価額

清掃数量表

出島処分場 管理棟及び受入室

床の日常清掃 清掃対象面積 235 m²

数量計算第 1 表

区分	床質	面積又は台数	回数	清掃員 A		清掃員 B		清掃員 C	
				計算	計	計算	計	計算	計
玄関ホール(2W)		20 m ²	104	20 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		20 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		20 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×	
事務室・会議室	弾性床	m ²		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×	
	繊維床	m ²		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×	
廊下及び通路	弾性床又は硬質床	66 m ²	104	66 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		66 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		66 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×	
	繊維床	m ²		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×	
便所及び洗面所		61 m ²	104	61 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		61 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		61 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×	
湯沸室		3 m ²	104	3 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		3 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		3 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×	
エレベーター		台		台 / 1 m ² × 回 / 年 ×		台 / 1 m ² × 回 / 年 ×		台 / 1 m ² × 回 / 年 ×	
階段	弾性床又は硬質床	56 m ²	104	56 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		56 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		56 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×	
	繊維床	m ²		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×	
食堂		m ²		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×	
浴室, 脱衣室, シャワールーム		29 m ²	104	29 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		29 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		29 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×	
喫煙スペース		m ²		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×	
		m ²		m ² / m ² × 回 / 年 ×		m ² / m ² × 回 / 年 ×		m ² / m ² × 回 / 年 ×	
		m ²		m ² / m ² × 回 / 年 ×		m ² / m ² × 回 / 年 ×		m ² / m ² × 回 / 年 ×	
		m ²		m ² / m ² × 回 / 年 ×		m ² / m ² × 回 / 年 ×		m ² / m ² × 回 / 年 ×	
		m ²		m ² / m ² × 回 / 年 ×		m ² / m ² × 回 / 年 ×		m ² / m ² × 回 / 年 ×	
計		235							1

清掃数量表

出島処分場 管理棟及び受入室

床以外の日常清掃 清掃対象面積 217 m²

数量計算第 2 表

区分	面積又は台数	回数	清掃員 A		清掃員 B		清掃員 C	
			計算	計	計算	計	計算	計
玄関ホール(2W)	20 m ²	104	20 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		20 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		20 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×	
事務室	m ²		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×	
会議室	吸盤収集及びごみ収集	m ²	m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×	
	什器、備品の拭き	m ²	m ² / 1 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 1 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 1 m ² × 回 / 年 ×	
	窓台の除塵及び拭き	m ²	m ² / 1 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 1 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 1 m ² × 回 / 年 ×	
廊下及び通路	66 m ²	104	66 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		66 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		66 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×	
便所及び洗面所	61 m ²	104	61 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		61 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		61 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×	
湯沸室	3 m ²	104	3 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		3 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		3 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×	
エレベーター	台		台 / 1台 × 回 / 年 ×		台 / 1台 × 回 / 年 ×		台 / 1台 × 回 / 年 ×	
階段	手摺り拭き	m ²	m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×	
	窓台除塵及び拭き	38 m ²	38 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		38 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		38 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×	
食堂	m ²		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 100 m ² × 回 / 年 ×	
浴室、脱衣室、シャワールーム	29 m ²	104	29 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		29 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×		29 m ² / 100 m ² × 104 回 / 年 ×	
喫煙スペース	m ²		m ² / 10 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 10 m ² × 回 / 年 ×		m ² / 10 m ² × 回 / 年 ×	
	m ²		m ² / m ² × 回 / 年 ×		m ² / m ² × 回 / 年 ×		m ² / m ² × 回 / 年 ×	
	m ²		m ² / m ² × 回 / 年 ×		m ² / m ² × 回 / 年 ×		m ² / m ² × 回 / 年 ×	
	m ²		m ² / m ² × 回 / 年 ×		m ² / m ² × 回 / 年 ×		m ² / m ² × 回 / 年 ×	
計	217							1

清掃数量表

出島処分場 管理棟及び受入室

数量計算第 3 表

床以外の定期清掃

建物外部の定期清掃

数量計算第 3 表

清掃（屋内）業務対象数量表（1）

区分	規格等	単位	数量	日常			定期			日常巡回			備考
				周期	回数	数量	周期	回数	数量	周期	回数	数量	
屋内 舗装													
受入室		m ²	3,030	1 D	241	730,230	1M	12	36,360				(日) 路面清掃車 (定) 高圧水噴射洗浄機
風除室		m ²	380			91,580			-				
検査エリア		m ²	250			60,250			3,000				
車路		m ²	610			147,010			7,320				
計		m ²	4,270			1,029,070			46,680				
集水枠													
場所内MA1-15	G T-25 (41.2kg/枚)	箇所	15				1M	12	180				
	テッカープレート蓋 (19.5kg/枚)	枚	30										
側溝													
場所内U S 1-18	G T-25 (41.2kg/枚)	m	126				1M	12	1,512				高圧水噴射洗浄機
	テッカープレート蓋 (23kg/枚)	枚	210										
玄関	管理棟	m ²	20	2/W	104	2,080							建築保全業務共通仕様書第4編
便所	管理棟+受入施設 (20.5+22.6)	m ²	61	2/W	104	6,344							
脱衣室, シャワールーム	管理棟+受入施設 (6.52+22.0)	m ²	29	2/W	104	3,016							
廊下・通路	管理棟+受入施設 (29.7+36.1)	m ²	66	2/W	104	6,864							
階段	管理棟 (玄関側)	m ²	56	2/W	104	5,824							
湯沸し	管理棟	m ²	3	2/W	104	312							
照明灯清掃 (1)	カバーあり受入施設	箇所	93				2/Y	2	186				
照明灯清掃 (2)	カバーなし受入施設	箇所	119				2/Y	2	238				

清掃（屋外）業務対象数量表（2）

区分	規格等	単位	数量	日常			定期			日常巡回			備考
				周期	回数	数量	周期	回数	数量	周期	回数	数量	
屋外	場内												
	車道舗装	m ²	6,590.0				1M	12	79,080				
	歩道舗装	m ²	164.0				1M	12	1,968				路面清掃車
	車道舗装	m ²	2,100.0				1M	12	25,200				
	計	m ²	8,854.0						106,248				
	駐車場	m ²	681.0				1W	52	35,412				拾い掃き
	緑地												
	除草	肩掛け式	m ²	5,700.0			4/Y	4	22,800				
	抜根	人力	m ²	500.0									
	除草	受入施設構内 余水処理施設周辺 前面道路・歩道	m ²	1,300.0			4/Y	4	5,200				
	道路集水桿												
	A型	G T-2 (25.7kg/枚)	箇所	18.0			1Y	1	18				
	B型	G T-2 (25.7kg/枚)	箇所	3.0			1Y	1	3				
	B型	G T-6 (25.7kg/枚)	箇所	14.0			1Y	1	14				
	B型	G T-25 (25.7kg/枚)	箇所	25.0			1Y	1	25				
	計		箇所	60.0					60				
	道路側溝												
	U-250	C o 蓋U-250用	m	216.0			2/Y	2	432				
	U-300	C o 蓋U-300用	m	68.5			2/Y	2	137				高压水噴射洗浄機
	U J-300	C o 蓋U-300用	m	425.0			2/Y	2	850				
	計		m	709.5					1,419				
場外	清掃	市道南4区688号線6.0×1194m	m ²	7,164			1W	52	372,528				拾い掃き
	清掃	前面道路 (6.0×300m)	m ²	1,800			1W	52	93,600				
	除草	埋立護岸上	m ²	6,000			4/Y	4	24,000				
	埋立護岸上清掃	1796.0m×4.5m	m ²	8,082			1M	12	96,984				路面清掃車

清掃（台船）業務対象数量表（3）

令和8年度カレンダー

4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		
						21日

5月						
日	月	火	水	木	金	土
1					1	2
2	3	4	5	6	7	8
3	10	11	12	13	14	15
4	17	18	19	20	21	22
5	24	25	26	27	28	29
6						30
7						18日

6月						
日	月	火	水	木	金	土
5			1	2	3	4
6	1	8	9	10	11	12
7	14	15	16	17	18	19
8	21	22	23	24	25	26
9	28	29	30			
10						22日

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
						22日

8月						
日	月	火	水	木	金	土
14						1
15	2	3	4	5	6	7
16	9	10	11	12	13	14
17	16	17	18	19	20	21
18	23	24	25	26	27	28
19	30					20日

9月						
日	月	火	水	木	金	土
18			1	2	3	4
19	6	7	8	9	10	11
20	13	14	15	16	17	18
21	20	21	22	23	24	25
22	27	28	29	30		
23						19日

10月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
						21日

11月						
日	月	火	水	木	金	土
27	1	2	3	4	5	6
28	8	9	10	11	12	13
29	15	16	17	18	19	20
30	22	23	24	25	26	27
31	29	30				19日

12月						
日	月	火	水	木	金	土
32			1	2	3	4
33	6	7	8	9	10	11
34	13	14	15	16	17	18
35	20	21	22	23	24	25
36	27	28	29	30	31	
						20日

1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						19日

2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						18日

3月						
日	月	火	水	木	金	土
44		1	2	3	4	5
45	7	8	9	10	11	12
46	14	15	16	17	18	19
47	21	22	23	24	25	26
48	28	29	30	31		
						22日

稼働日数 241日
週の回数 52週